

答申第214号（諮問第216号）

「公文書開示請求人である私は、従前より●●に係る不適正なサービス提供等を群馬県に通報しています。

厚生労働省におかれましても、全国の都道府県に次の通り通達しています。

『介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施する。』ことと、全国の都道府県に対し、通達しています。

つきましては、この件に係る次の情報。

①公文書開示請求人である私からの通報情報に対し、どのように適切な分析を行ったのかが分かる情報。

②特に、筆跡鑑定書についての適切な把握及び分析が分かる情報。

また、厚生労働省は、次の通り通達しています。

『受給者等から寄せられた架空請求、過剰請求等の不正請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は保険者自ら監査を実施する。』ことと全国の都道府県に対し、通達しています。

つきましては、この件に係る次の情報。

③公文書開示請求人である私から寄せられた情報に基づき、群馬県と●●市が●●に対し合同で監査を実施しない理由が分かる情報。

介護保険法第5条2の規定において『都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。』と規定されています。

つきましては、この条文に係る次の情報。

④群馬県は、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言を行わないとしましたが、私からの通報情報等を基に、必要な助言を行わない理由が分かる情報。」外44件の公文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

別表1項番18中の「①平素から適正な文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題があるのか、ないのかが分かる情報。」にかかる部分、項番19及び45に係る処分について、群馬県知事は、処分を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。また、別表1項番1に係る処分について、処分時には妥当であったものの、現時点では、群馬県知事は、処分を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

別表1項番2ないし17、項番18中の「②開示・非開示については、開示されているものであるが、開示・非開示の判断に時間を要する理由が分かる情報。」にかかる部分、及び項番20ないし44に係る処分については、群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表1の（あ）欄に記載の年月日付けで、別表1の（い）欄に記載の各開示請求（以下、順に「本件請求1」ないし「本件請求45」といい、併せて「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表1の（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について、別表1の（え）欄に記載の公文書の存否を明らかにしない決定（以下、順に「本件処分1」ないし「本件処分45」といい、併せて「本件各処分」という。）を行い、公文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（公文書の存否を明らかにしない理由）

当該開示請求内容は、別表1の（い）欄の下線部分を前提としており、請求対象となる文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該下線部分に係る個人に関する情報（条例第14条第2号）を明らかにすることになるため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として別表1の（お）欄に記載の年月日付けで各審査請求（以下、順に「本件審査請求1」ないし「本件審査請求45」といい、併せて「本件各審査請求」という。）を行った。

4 審理手続の併合

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第39条の規定に基づき、本件各審査請求に係る審理手続を併合した。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成30年2月20日、本件各審査請求事案（以下「本件各事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点

1 争点1（存否を明らかにしない理由について）

本件各請求対象公文書の存否を明らかにするだけで、条例第14条各号の定める非開示情報が明らかになるか。

2 争点2（開示請求者本人の情報について）

開示請求者本人の個人識別情報は、条例第14条第2号本文に該当するか。

3 争点3（非開示情報の例外について）

条例第14条第2号ただし書イの定める非開示情報の例外に該当するか。

第4 本件各処分に係る審査基準について

1 本件各処分は、計45件の公文書の存否を明らかにしない決定であって、本答申ではこれらを併合して判断を行うものである。したがって、始めに共通部分にかかる審査基準を示した上で、個別に判断を行うものとする。

2 公文書の存否を明らかにしない決定について

開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は非開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。しかしながら、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人の権利利益を侵害したり、県の機関が行う事務又は事業に支障を及ぼすことがある。そこで、条例第17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる、と定め、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒むことができる場合を例外的に規定している。

3 条例第14条第2号本文の定める非開示情報について

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(以下「個人識別情報」という。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、非開示情報である。そして、個人に関する情報とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

4 開示請求者本人に係る情報について

条例において、個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当することは、答申第187号で述べたとおりであるが、改めて説示する。

条例は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わずに開示請求を認めていることから、開示、非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、個人に関する情報については条例第14条第2号ただし書きからハマまでに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求のあった場合については特段の規定を設けていないことから明らかである。

また、開示請求者が誰であるかや、目的や動機を考慮することになれば、開示請求者の本人確認を厳格に行った上で開示することが必要となるが、現在の条例においてはそのような規定は一切存在しない。これは、条例の非開示情報の規定や手続に関する規定が、不特定多数の者に開示されることを前提として設定されているものであり、開示請求者が誰であるかや、目的や動機を考慮しないこととしているためである。

したがって、条例に基づく公文書開示請求においては、開示請求者が本人であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的な事情は、非開示情報の判断に影響しないものである。

5 条例第14条第2号ただし書きの定める非開示情報の例外について

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、条例第14条第2号ただし書きは、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報の例外と定めている。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状

態に置かれていることを意味するが、現に公知（周知）の事実であることまでは必要としない。

6 原処分後の事情の変更について

請求人から主張はないが、本件各処分後に、本件各開示請求の内容に関連する地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の監査結果（以下、「本件監査結果」という）が、同条第4項に基づいて、平成●●年●●月●●日の群馬県報第●●号に登載されているところ、当該群馬県報に登載された本件監査結果に含まれる個人識別情報は、条例第14条第2号ただし書きイの定める法令等の規定により公にされた情報であると認められるが、その事情が当審査会における処分の妥当性の判断に影響しうるものかどうかは、審査会において原処分後の事情の変更を考慮するか否かによるため、審査会の考えを示す。

この点、公文書の非開示決定の適否は、決定がされた時を基準としてその時点における事情に基づいて判断されるべきものであり、決定後に生じた事情がその適否に影響を及ぼすことはないというべきである。しかし、条例第26条が、審査請求がなされた場合に実施機関が原則として当審査会に諮問しなければならない旨を定めている趣旨は、審査請求制度が、行政の自己反省機能を活かし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図り、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みであって、その仕組みを十分に活かすために、非開示情報の該当性を実施機関が改めて判断する際の意見を求め、それにより当該審査請求の審査の公正さを保つことにある。そこで、原処分の適法性の判断はもちろんであるが、審査会が明白に把握した顕著な事情変更の事実がある場合には、現時点ではどのような処分を行うべきであるかも含めて判断することが相当である。

第5 本件各審査請求における争点に対する当事者の主張及び審査会の判断

1 本件審査請求1について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県に対して通報したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県に対して当該通報を行っている。「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。動画投稿サイトでも通報を行っている証拠を閲覧できる。本件処分は、実施機関が介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第5条の規定を蔑ろにしていることの証左であり、●●市長の不正給付を黙認しようと、すっ呆けているだけである。実施機関は、通報情報を揉み消すつもりで、弁護士を群馬県の代理人として雇ったはずである。とっとと公文書の存否を明らかにし、サッサと公開せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人

を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

請求人は、請求人本人が自分自身の情報を得るのだから、保護すべき法益がない旨の反論を行うかもしれないが、群馬県の情報公開制度は開示請求者が本人であるか第三者であるかを区別していないため、その反論は失当である。

ウ 公の情報の該当性

請求人は、個人識別情報の一部については、インターネットブログで広く紹介され、又は電子媒体若しくは映像として容易に閲覧可能な状態に置かれているので公にされている情報として非開示情報から除外されるべきであり、ゆえに開示すべきである旨の反論を行うかもしれないが、仮にインターネットブログで広く紹介されていることなどが事実であるとしても、これらの情報を公表すべき法令の規定又は慣行もないため、公となっている情報であるとはいえない。いうまでもなく、特定の者が法令の規定や慣行によらず一方的に発表しているからといって、単にその事実だけをもって公となっている情報であるということとはできない。請求人の所属する団体のインターネットブログに掲載され、またインターネットで閲覧可能な膨大な映像情報のうちの1つに過ぎない現状では、公知の状態にあるとはいえず、その点からもその反論は失当である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1（存否を明らかにしない理由について）

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求1の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、当該県報の8頁に、「群馬県知事は、●●に対して不適正なケアプランに基づく介護保健施設サービスに係る介護給付費を支払っ

た●●市長に対し、当該介護給付費の財源の一部である本件県費負担金を回収させるよう助言すべきところ、これを行っておらず、群馬県民全体に損害を与えていることから、請求人●●は群馬県知事に損害の補填のための是正措置を求めた。」との記載を認めた。これは、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報と同内容のものと認められ、本件処分1の前提となる個人識別情報が、群馬県報に登載された時点で、法令等の規定により公にされている情報として条例第14条第2号イの定める非開示情報の例外に該当するに至ったといえる。したがって、本件処分1は、処分時には妥当であったものの、現時点では、文書の存否を明らかにしない決定の前提となる非開示情報を欠いた状態にある。

(4) 結論

よって、本件処分1は、処分時には妥当であったものの、現時点では、実施機関は、別表項番1に係る本件処分1を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2 本件審査請求2について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県に対して書類を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県に対して当該書類を提出している。「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。動画投稿サイトでも通報を行っている証拠を閲覧できる。本件処分は、実施機関が介護保険法（平成9年12月17日法律第123号（以下、略））第5条の規定を蔑ろにしていることの証左であり、●●市長の不正給付を黙認しようと、すっ呆けているだけである。実施機関は、群馬県監査委員に勧告される前に、とっとと公文書の存否を明らかにし、サッサと公開せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものと考ええる。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求2の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分2は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3 本件審査請求3について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から回答を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。どうせ本件情報については開示できないのだから、「前提としており」などと下手な逃げ口上ではなく、もう少し「まともな」逃げ口上の理由にするべきである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求3の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分3は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4 本件審査請求4について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。そもそも本件処分は、群馬県の介護保険法第5条第2項違反を隠蔽するためになされた処分である。これについては、司法判断が下される前に、監査委員の勧告が通知される場所である。司法判断で赤っ恥をさらす前に、群馬県の代理人の介護保険法についての知識レベルを開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当し

ない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求4の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分4は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

5 本件審査請求5について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。実施機関は、惚けていないでサッサと本件情報を公開しなければ、群馬県民は大損害を被ってしまう。「前提」も「クソ」もない。そもそもこのように惚けているから、介護保険の財源を流用されるのである。司法判断で赤っ恥をさらす前に、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1(2)イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1(2)ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1(存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求5の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2(開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3(非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分5は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

6 本件審査請求6について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。これでは、行政側

と県民との信頼が全く成り立ちません。そもそも、条例第17条に該当する以前に、地方公務員法において、事務担当課である健康福祉部介護高齢課保健・居住施設系の公務員は、地方公務員法違反である。この公務員は、全体の奉仕者として、公共の不利益のために勤務しているとしか言いようがありません。また、情報開示の遂行に当たっては、全力を挙げて大ホラを吹いています。そもそもこのように惚けているから、介護保険の財源を流用されるのである。司法判断で赤っ恥をさらす前に、サッサと開示せよ。請求人は、実費で失われた群馬県の負担金を回収しているにもかかわらず、事務担当課の公務員は大ホラを吹いており、いいご身分である。納税者として、このような不良公務員はサッサと懲戒処分にするべきであるとする。また、このような不良公務員から本件情報を開示されなくても、失われた群馬県の負担金は、請求人が必ずや回収するので、邪魔だけはしないで頂きたい。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求6の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群

馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分6は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

7 本件審査請求7について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。実施機関は、介護保険法第5条違反を隠蔽するために、本件処分を行っている。群馬県が代理人弁護士に支払ったカネはすべて無駄遣いである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求7の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分7は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

8 本件審査請求8について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。請求人は、介護保険法違反がビッシリ記されている手紙の内容について情報開示を求めたものである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求8の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報

は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分8は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

9 本件審査請求9について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。請求人は、納税者として、介護保険法違反がビッシリ記されている手紙の内容について納得がいかなかったもので、情報を求めたものである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1（存否を明らかにしない理由について）

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求9の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分9は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

10 本件審査請求10について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。請求人は、介護保険法違反がビッシリ記されている手紙の内容について、情報開示を求めたものである。実施機関は、手紙を送り付けている事実を、「前提にしており」などと言いつけているが、これは、都道府県の責務である介護保険法第5条第2項違反を隠蔽するために、条例第17条に該当するとしているのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1（存否を明らかにしない理由について）

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求10の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

（4）結論

よって、実施機関の行った本件処分10は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

1.1 本件審査請求11について

（1）請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県の代理人から手紙を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、請求人は、群馬県の代理人から回答を受け取っている。「前提」も「クソ」もない。請求人は、介護保険法違反がビッシリ記されている手紙の内容について、情報開示を求めたものである。実施機関は、手紙を送り付けている事実を、「前提にしており」などと言いつけているが、これは、都道府県の責務である介護保険法第5条第2項違反を隠蔽するために、条例第17条に該当するとしているのである。群馬県が代理人弁護士に支払ったカネは全て無駄遣いである。

（2）実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の（い）欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求11の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分11は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

1.2 本件審査請求12について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求12の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分12は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

1.3 本件審査請求13について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。実施機関の理由は失当なものである。このことは行政と県民との信頼関係が何より優先されるはずである。これではまるで請求人が実施機関に対してウソを言って情報を開示させようとしている言い回しである。これでは行政側と県民との信頼関係が全く成り立ちません。このようなザマだから、請求人が群馬県の財源を回収したのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求13の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分13は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

1.4 本件審査請求14について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。実施機関は、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようとしているが、他人のフンドシで相撲を取るとは、正にこのこと

である。実施機関は、介護保険法第5条第2項の規定に違反して、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようとしているのだから、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求14の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分14は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

15 本件審査請求15について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該

文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。実施機関は、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようとしているが、他人のフンドシで相撲を取るとは、正にこのことである。実施機関は、介護保険法第5条第2項の規定に違反して、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようとしているのだから、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求15の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分15は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

16 本件審査請求16について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。実施機関の処分は失当なものである。このようなザマだから、請求人が群馬県の財源を回収したのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求16の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分16は妥当である。
なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

17 本件審査請求17について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。実施機関の処分は失当なものである。このようなザマだから、請求人が群馬県の財源を回収したのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1(2)イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1(2)ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1(存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求17の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2(開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3(非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の

下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分17は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

1.8 本件審査請求18について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。そもそも、本件処分は、群馬県の介護保険法第5条第2項違反を隠蔽するためになされた処分である。しかし、群馬県は、請求人に対して、約2ヶ月間も開示期間を延長しておきながら、頭ごなしに「前提としており」などを理由に、決定通知書を送りつけるとは、介護保険法を蔑ろにしている証左である。群馬県の態度は、●●市長の公金流用の片棒を担ぐ違法行為である。「条例第17条に該当」も結構であるが、「●●市長の公金流用の片棒を担いでもよい」とする条例を提示すべきである。そもそも、条例を特定するのに約2ヶ月間も時間を要するようなザマであるから、介護保険の財源を流用されるのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1(2)イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1(2)ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1(存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求18の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっている。

もっとも、「②開示・非開示については、開示されているものであるが、開示・非開示の判断に時間を要する理由が分かる情報。」については、公文書の

存否を明らかにすることにより、下線部分の個人識別情報が明らかになるといえるが、「①平素から適正な文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題があるのか、ないのかが分かる情報。」については、前提となる個人識別情報とは不可分の関係になく、公文書の存否を明らかにしたとしても、個人識別情報が明らかになるとはいえない。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、「②開示・非開示については、開示されているものであるが、開示・非開示の判断に時間を要する理由が分かる情報。」部分について、実施機関の行った本件処分18は妥当であるが、「①平素から適正な文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題があるのか、ないのかが分かる情報。」については、本件処分18を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

19 本件審査請求19について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、通知を受け取っている。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求19の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっている。

しかし、「①そもそも、この条例の存在を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。」については、前提となる個人識別情報とは不可分の関係になく、公文書の存否を明らかにしたとしても、個人識別情報が明らかになるとはいえない。

(4) 結論

よって、実施機関は本件処分19を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

20 本件審査請求20について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が介護高齢課を訪れたことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、介護高齢課を訪れている。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1（存否を明らかにしない理由について）

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求20の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分20は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.1 本件審査請求21について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が通知を受け取ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかし、明らかにしないということ自体が群馬県の不正隠蔽である。請求人は、通知を受け取っている。サッサと開示しなさい。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものと考えられる。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求21の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分21は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.2 本件審査請求22について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が要望書等を提出したこと及び面談があったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、●●市の不正給付隠蔽事件に関し、要望書・書簡・筆跡鑑定書の提出・面談での報告をしています。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求22の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分22は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.3 本件審査請求23について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が要望書等を提出したこと及び面談があったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、要望書等の提出及び面談があったことを前提としている。また、これらの証拠は全て保持している。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求23の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分23は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.4 本件審査請求24について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。介護高齢課が筆跡鑑定書を保持している証拠も存在している。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求24の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分24は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.5 本件審査請求25について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。そもそも、開示を求めた日にちは、平成29年8月28日であるにもかかわらず、群馬県は、開示延長をした挙句が、本件処分である。このことから、請求人に裁判で群馬県の財源を回収させようとする魂胆が見え見えである。「流用された群馬県の負担金は、群馬県が、責任を持って回収させていただきます。」と開示するべきである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求25の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分25は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

2.6 本件審査請求26について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。そもそも、本件処分からは、隠蔽しようと試みる態度が伺えるものである。サッサと開示せよ。そして、「流用された群馬

県の負担金は、群馬県が、責任を持って回収させていただきます。」と開示すべきである。また、刑事訴訟法に基づき、公金流用をした●●市長を告発すべきであるが、告発しないのなら、その理由を公開せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1(2)イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1(2)ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1(存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求26の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2(開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3(非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分26は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

27 本件審査請求27について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求27の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分27は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

28 本件審査請求28について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求28の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分28は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

29 本件審査請求29について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求29の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分29は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

30 本件審査請求30について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が裁判を行っているを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、群馬県の代理人から、「現在、貴殿と●●市との間で住民訴訟が継続中と承知しており、司法の判断がなされることが見込まれますので、このような状況で群馬県が●●市に対して働き掛けることはあり得ません。」等の内容の手紙を送りつけられている。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求30の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」

欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分30は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

31 本件審査請求31について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求32の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

また、条例第14条第3号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報と定めているところであるが、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄中の「介護老人保健施設・●●についての不正給付隠蔽事件であります」は、介護老人保健施設・●●の競争上の地位を害するおそれのある記載であり、非開示情報といえる。

そして、介護保険法123条によれば、都道府県の介護保険負担割合は施設等給付費の場合は17.5%で居宅給付費の場合は12.5%であるところ、前述の非開示情報を前提としなければ、給付費が17.5%か否か特定できない。したがって、本件請求31の前提として非開示情報が記載されており、対

象公文書の存否を答えることで非開示情報が明らかになる。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分31は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.2 本件審査請求3.2について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。そもそも、何でもかんでも、バカの一つ覚えに「前提としており」などとした開き直った言い訳をしているが、実施機関は何のために代理人を公費で雇っているのだ。●●市長が群馬県の公金を流用しているのである。みしみて、県民のために奉仕せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1（存否を明らかにしない理由について）

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求32の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分32は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.3 本件審査請求33について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したこと、及び、特定の個人が●●市長が不正を隠蔽した証拠を保持していることを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書及び隠蔽の証拠を群馬県に提出している。証拠映像も動画投稿サイトに投稿している。サッサと本件処分を取り消し、とっとと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求33の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分33は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.4 本件審査請求34について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。証拠映像も動画投稿サイトに投稿している。サッサと本件処分を取り消し、とっとと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求34の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分34は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.5 本件審査請求35について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が筆跡鑑定書を提出したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、筆跡鑑定書を提出している。実施機関の理由は失当なものである。この筆跡鑑定書は裁判所に提出する鑑定書である。サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの
と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求35の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分35は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.6 本件審査請求36について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が平成●●年●●月●●日に群馬県の介護高齢課を訪問したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、同日に介護高齢課を訪問している。実施機関の理由は失当なものである。本件処分を取り消し、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当し

ない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求36の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分36は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.7 本件審査請求37について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が平成●●年●●月●●日に群馬県の介護高齢課を訪問したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、「前提」も「クソ」もない。請求人は、同日に介護高齢課を訪問している。実施機関の理由は失当なものである。本件処分を取り消し、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人

を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求37の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分37は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

3.8 本件審査請求38について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が平成●●年●●月●●日に群馬県の介護高齢課を訪問したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら、請求人は、同日に介護高齢課を訪問したことを前提にしているわけではない。「前提」も「クソ」もない。請求人が求めたものは、「群馬県知事が介護保険法違反をする理由が分かる情報」である。「●●月●●日に介護高齢課を訪問した」

としているが、何のことを言っているのか意味不明である。実施機関の理由は失当なものである。本件処分を取り消し、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求38の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分38は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

39 本件審査請求39について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県に報告したことを前提としており、当該

文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。請求人は群馬県に報告を行っている。群馬県は前提としておりなどと、すっ呆けているが、「前提」も「クソ」もない。実施機関は介護保険法第5条違反である。実施機関は、すっ呆けていないで、サッサと開示せよ。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求39の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に đăng載されているため、前提となっている個人識別情報が đăng載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分39は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

40 本件審査請求40について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が群馬県に報告したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。請求人は群馬県に報告を行っている。その証拠として、動画投稿サイトに投稿した映像が存在している。さらに、群馬県の代理人弁護士にも報告している。つまり、群馬県は介護保険法第5条違反であることを隠蔽するために本件決定の通知書を送りつけているのである。すっ呆けることにより、実施機関は●●市長の公金流用を幫助するものである。群馬県はサッサと開示せよ。請求人は、勝訴判決となり、必ずや失われた群馬県の公金を取り戻すことであろう。群馬県は介護保険法第5条第2項に規定されている都道府県の責務を蔑ろにするだけではない。群馬県は「●●市長が流用した群馬県の負担金の回収をする請求人」の妨害をしているのである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求40の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情

報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分40は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4.1 本件審査請求4.1について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が苦情相談を申し込んだことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいり加減にして頂きたい。さらには苦情相談を申し込んだ当該文書の存在など不要である。請求人は、「①介護保険については何にも分からない利用者側の相談に応じて頂けるのか、或いは、相談に応じて頂けないのかが分かる情報」を求めているだけである。実施機関は●●市長の公金流用を幫助するものである。群馬県の介護保険法違反である。まともな都道府県なら請求人に更に詳しい情報提供を求めるのが当然である。群馬県の態度は、●●市長の公金流用の片棒を担ぐ行為である。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求4.1の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2（開示請求者本人の情報について）

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3（非開示情報の例外について）

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に đăng載されているため、前提となっている個人識別情報が đăng載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分41は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4.2 本件審査請求4.2について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が「群馬県が負担した介護保険の財源を●●市長が流用していたが、司法判決により群馬県の財源を回収する」ことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。群馬県が流用された介護保険の財源の回収を怠っているから、請求人が裁判で流用された群馬県の公金を回収しているのである。ボケーっと指をくわえて見ているだけなら、この栄光をたたえ県民の財産回収に尽力した請求人の表彰式は、刀水クラブを招待して、●●●●を貸し切って表彰式を行うのか、或いは、行わないのかが分かる情報くらいサッサと公開せよ。群馬県の態度は、●●市長の公金流用の片棒を担ぐ行為である。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきもの

と考える。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求42の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分42は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4.3 本件審査請求43について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が●●市に報告したことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいよいよ加減にして頂きたい。請求人は、平成●●年●●月●●日に、介護高齢課の職員に報告済みである。その証拠として、動画投稿サイトに投稿した映像が存在している。群馬県は介護保険法第5条違反であることを隠蔽するために本件決定の通知書を送りつけているのである。実施機関は●●市長の公金流用を幫助するものである。群馬県はサッサと開示せよ。請求人は、要介護者をダマして不正受給をした裁判で、勝訴判決となり、必ずや失われた群馬県の公金を取り戻すことであろう。群馬県は介護保険法第5条第2項に規定されている都道府県の責務を蔑ろにするのは勝手である。ただし、●●市長が流用した群馬県の負担金の回収をする請求人の邪魔だけはしないで頂きたいものである。群馬県の態度は、●●市長の公金流用の片棒を担ぐ行為である。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書きイには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求43の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分43は妥当である。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4.4 本件審査請求44について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が●●市に苦情申立てを行ったことを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。請求人は、平成●●年●●月●●日に、介護高齢課の職員に報告済みである。その証拠として、動画投稿サイトに投

稿した映像が存在している。群馬県は介護保険法第5条違反であることを隠蔽するために本件決定の通知書を送りつけているのである。実施機関は●●市長の公金流用を幫助するものである。群馬県はサッサと開示せよ。請求人は、勝訴判決となり、必ずや失われた群馬県の公金を取り戻すことであろう。群馬県は介護保険法第5条第2項に規定されている都道府県の責務を蔑ろにするだけにして頂きたい。ただし、●●市長が流用した群馬県の負担金の回収をする請求人の邪魔だけはしないで頂きたいものである。群馬県の態度は、●●市長の公金流用の片棒を担ぐ行為である。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(い)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求44の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報が前提となっており、条例第14条第2号本文の定める非開示情報が前提として存在する。

イ 争点2 (開示請求者本人の情報について)

請求人は、個人識別情報が、開示請求人たる請求人本人の情報である旨を主張している。しかし、前述した第4の4のとおり、条例において個人識別情報は、開示請求者本人に係る情報であっても条例第14条第2号本文に該当するものであり、請求人の主張は首肯することができない。

ウ 争点3 (非開示情報の例外について)

前述した第4の5のとおり、条例第14条第2号ただし書きイは、非開示情報の例外として、法令等の規定により公にされている情報を定めている。この点、前述した第4の6のとおり、請求人から主張はないが、本件監査結果が群馬県報に登載されているため、前提となっている個人識別情報が登載されているか確認を行ったところ、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人識別情報は認められなかった。

(4) 結論

よって、実施機関の行った本件処分44は妥当である。
なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

45 本件審査請求45について

(1) 請求人の主張要旨

処分理由として、特定の個人が要望を持っていることを前提としており、当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人に関する情報を明らかにすることになるため、としている。しかしながら「前提」も「クソ」もない。また、「要望」でもなければ「クソ」でもない。寝ぼけた言い訳もいい加減にして頂きたい。請求人は、平成●●年●●月●●日付で公開情報提供書を提出しており、また、請求人は、平成●●年●●月●●日に、介護高齢課の職員に報告済みである。その証拠として、動画投稿サイトに投稿した映像が存在している。群馬県は介護保険法第5条違反であることを隠蔽するために本件決定の通知書を送りつけているのである。実施機関は●●市長の公金流用を幫助するものである。群馬県はサッサと開示せよ。群馬県は介護保険法第5条第2項に規定されている都道府県の責務を蔑ろにするだけにして頂きたい。ただし、●●市長が流用した群馬県の負担金の回収をする請求人の邪魔だけはしないで頂きたいものである。

(2) 実施機関の主張要旨

ア 本件決定の理由

請求内容のうち、別表1の(イ)欄の下線部分は、特定の個人である請求人を識別できる情報である。また、当該情報は慣行として公になっていないため、条例第14条第2号ただし書イには該当せず、性質上同号ロ又はハにも該当しない。したがって、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより、個人識別情報が明らかになるため、本件処分は妥当である。

イ 本人からの開示請求について

1 (2) イと同様の主張である。

ウ 公の情報の該当性

1 (2) ウと同様の主張である。

エ その余の主張については、失当又は根拠が不明であり、棄却されるべきものとする。

(3) 審査会の判断

ア 争点1 (存否を明らかにしない理由について)

前述した第4の3にて、条例第14条第2号本文の定める非開示情報について示したところであるが、本件請求45の内容は、別表2の「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の下線部分の個人情報前提となっている。

しかし、下線部は、審査請求者たる開示請求者の内心の発露であって個人情報ではあるものの、請求対象である「群馬県で受け付けてくれるのか、或いは、受け付けないのかが分かる情報。」はあくまでも一般論の範疇に留まるものといえ、両者は不可分の関係にはないため、公文書の存否を明らかにしたとしても、個人情報が明らかになるとはいえない。

(4) 結論

よって、実施機関は本件処分45を取り消し、存否を明らかにした上で、条例第18条の定める決定を行うべきである。

なお、請求人はその他種々主張するが、結論を左右するものではない。

4.6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年12月 5日	諮問
平成30年 3月16日 (第67回 第一部会)	審議 (概要説明及び実施機関の口頭説明)
平成30年 5月17日 (第68回 第一部会)	審議
平成30年 6月26日 (第69回 第一部会)	審議
平成30年 8月27日 (第70回 第一部会)	審議
平成30年 9月27日 (第71回 第一部会)	審議
平成30年12月21日 (第72回 第一部会)	審議
平成31年 1月18日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
1	平成29年8月7日	<p>公文書開示請求人である私は、従前より●●に係る不適正なサービス提供等を群馬県に通報しています。厚生労働省におかれましても、全国の都道府県に次の通り通達しています。</p> <p>『介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施する。』ことと、全国の都道府県に対し、通達しています。</p> <p>つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>①公文書開示請求人である私からの通報情報に対し、どのように適切な分析を行ったのかが分かる情報。</p> <p>②特に、筆跡鑑定書についての適切な把握及び分析が分かる情報。</p> <p>また、厚生労働省は、次の通り通達しています。</p> <p>『受給者等から寄せられた架空請求、過剰請求等の不正請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は保険者自ら監査を実施する。』ことと全国の都道府県に対し、通達しています。</p> <p>つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>③公文書開示請求人である私から寄せられた情報に基づき、群馬県と●●市が●●に対し合同で監査を実施しない理由が分かる情報。</p> <p>介護保険法第5条2の規定において『都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。』と規定されています。</p> <p>つきましては、この条文中に係る次の情報。</p> <p>④群馬県は、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言を行わないとしましたが、私からの通報情報等を基に、必要な助言を行わない理由が分かる情報。</p>	平成29年10月6日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年10月23日
2	平成29年8月8日	<p>平成●●年●●月●●日付の要望書「偽造と鑑定された筆跡鑑定書の返還を要望します。」において、もし、仮に告発・助言等を行わず(ママ)当会宛てに筆跡鑑定書を返還する場合には、●●市長の公金流用事件についての「犯罪あり」又は「犯罪なし」等のその理由・根拠法令を介護保険法第5条に基づき万人が納得できるように、ご意見等を添えて返還を要望しておりました。ところが、「介護高齢課から代理人の●●弁護士」の指示により筆跡鑑定書を返還します」と書かれているだけで、ご意見は全く記載されておらず、筆跡鑑定書だけ郵送されました。つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>①ご意見等を添えないで返還した理由が分かる情報。</p> <p>②告発・助言等を行わず(ママ)に筆跡鑑定書を返還されましたが、この「筆跡鑑定書を返還する行為」が群馬県民全体の損失にならないことが分かる情報。</p>	平成29年10月6日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年10月23日
3	平成29年8月14日	<p>平成●●年●●月●●日付、群馬県の代理人を名乗る●●からの回答に係る情報。</p> <p>介護保険法第5条2の規定では、都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。と、規定されているので、県民として、また納税者として次の質問を群馬県知事に提示し回答を要請しました。</p> <p>(質問)●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な助言を行わないのですか？</p> <p>(回答)「回答の必要を認めません。」</p> <p>上記の質問を群馬県の介護保険事業について納税者が質問しているにもかかわらず、群馬県の代理人を名乗る●●の回答は、「回答の必要を認めません。」としました。</p> <p>つきましては、この回答についての情報。</p> <p>①群馬県における介護保険事業の健全且つ円滑な運営について、県民が介護保険制度の維持・向上について心配して質問しているにもかかわらず、「回答の必要を認めません」とした理由がわかる情報。</p> <p>②また、この質問は、「介護保険料を値下げしろ」とか、「要介護認定の不服申立て」等の不当要求の質問ではありませんが、「回答の必要を認めません」としました。つきましては、「回答の必要を認める」質問は、どのような質問なのかが分かる情報。</p>	平成29年10月13日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年10月16日
4	平成29年8月21日	<p>平成●●年●●月●●日付けで、群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、手紙が送り付けられました。</p> <p>「本件については、当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は、当職までお問合せ下さい。」</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者の介護保険法についての知識レベルが分かる情報。</p>	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
5	平成29年8月21日	<p>平成●●年●●月●●日付けで、群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、●●市長の不正給付事件について次の内容の手紙が送り付けられました。</p> <p>「本件については、当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は、当職までお問合せ下さい。」</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者が、いつ、●●市長を告発するのかが分かる情報。</p>	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
6	平成29年8月21日	<p>①平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について)」</p> <p>②平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書」</p> <p>③平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について)」</p> <p>等に関する御手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者(以下「代弁」という)から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。</p> <p>つきましては、代弁の「お手紙」に係る次の情報。</p> <p>一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。</p> <p>二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。</p> <p>三、着手金の契約が分かる情報。</p> <p>四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのかが分かる情報。</p> <p>※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。</p>	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
7	平成29年8月21日	①平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について)」 ②平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書」 ③平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について)」 等に関する御手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者(以下「代弁」という)から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。 つきましては、代弁の「お手紙」に係る次の情報。 一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。 二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。 三、着手金の契約が分かる情報。 四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。 ※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
8	平成29年8月21日	①平成●●年●●月●●日付で公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について) ②平成●●年●●月●●日付で(偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書) ③平成●●年●●月●●日付で公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について) 等を受領している、お手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。 つきましては、群馬県の代理人の「お手紙」に係る次の情報。 一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。 二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。 三、着手金の契約が分かる情報。 四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.55%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。 ※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
9	平成29年8月21日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という者からお手紙が送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。つきましては、この「お手紙」に係る次の情報を開示したい場合は、どのように、開示請求をすれば、開示されるのか分かる情報。 一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。 二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。 三、着手金の契約が分かる情報。 四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。 ※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。 ①上記の4項目を開示したい場合の公文書開示請求書の記入方法が分かる情報。	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
10	平成29年8月21日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、手紙が送り付けられました。 つきましては、この件に関する次の情報。 1、社会福祉法には、次の規定があります。 第一章 総則(目的)第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。 ①群馬県の代理人を名乗るこの者は、施設サービス計画未作成の施設サービスを提供してしまった利用者に対し、どのような形で、利用者の利益の保護を行うのか、あるいは、行わないのか分かる情報。 ②この者から送り付けられた手紙は、次のとおりです。 「この件は、●●市において検討する問題であって、群馬県がその判断に動き掛けることは基本的にありません。」と、記されていましたが、●●市に動き掛けないということは、「何もしない」ということでありますが、何もしない者を、どのような理由で、公費で雇ったのか分かる情報。 ③この者は、「●●市に動き掛けることは基本的にありません」とお手紙を送り付けていますが、介護保険法第5条2の規定には次の規定があります。 「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と規定されています。 しかし、この者は、群馬県の代理人を名乗る一方で、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように●●市に動き掛けることは、基本的にありませんとお手紙を送り付けてきましたが、この者が、どの様な法的根拠をもって、このような手紙を送り付けたのか分かる情報。	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
11	平成29年8月21日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士(以下「代弁」という)から、手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。 1、社会福祉法には、次の規定があります。 第一章 総則(目的)第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。 ①この代弁は、施設サービス計画未作成の施設サービスを提供されてしまった利用者に対し、どのような形で、利用者の利益の保護を行うのか、あるいは、行わないのかが分かる情報。 ②この代弁から送り付けられた手紙は、次のとおりです。 「この件は、●●市において検討する問題であって、群馬県がその判断に働き掛けることは基本的にありません。」と、記されていましたが、●●市に働き掛けないということは、「何もしない」ということでありますが、何もしない代弁を、どのような理由で、公費で雇ったのかが分かる情報。 ③この代弁は、「●●市に働き掛けることは基本的にありません」とお手紙を送り付けていますが、介護保険法第5条2の規定には次の規定があります。 「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と規定されています。 しかし、この代弁は、群馬県の代理人を名乗る一方で、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように●●市に働き掛けることは、基本的にありませんとお手紙を送り付けましたが、この代弁が、どのような法的根拠をもって、このような手紙を送り付けたのかが分かる情報。	平成29年10月20日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
12	平成29年8月22日	介第30159-11号 「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報 一、●●月●●日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①群馬県条例について、開示請求をもとめた請求人に対し、対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要することは、請求人の被る不利益であると認識しているのか、あるいは認識していないのかが分かる情報。 ②①の理由	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
13	平成29年8月22日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報 ①利用者側に流用された群馬県の負担金を回収せよと手紙を送り付けてきたが、県の負担金の回収について、利用者側の裁判の判決を待つて利用者側に県の負担金を回収せよとする考えが介護保険法違反であることが分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
14	平成29年8月22日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。 ①この者の手紙の内容が、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収せよとしていることが分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
15	平成29年8月22日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。 ①この者の手紙の内容が介護保険法違反であることが分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
16	平成29年8月22日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。 ①この者は、介護保険法という『法律』を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。 ②この者を代理人として雇った理由が分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
17	平成29年8月22日	平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。 ①この者は、介護保険法という『法律』を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。 ②	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
18	平成29年8月22日	介第30159-11号 「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報 一、8月21日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①平素から適正文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題があるのか、ないのかが分かる情報。 ②開示・非開示については、開示されているものであるが、開示・非開示の判断に時間を要する理由が分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
19	平成29年8月22日	介第30159-11号 「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報 一、8月21日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①そもそも、この条例の存在を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。	平成29年10月23日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
20	平成29年8月28日	平成●●年●●月●●日(●)「●●市の不正給付隠蔽事件」について介護高齢課を訪話し面談した件。 ①●●市の不正給付隠蔽事件の報告に対応した全ての職員の名(所属部署・係を含む)が分かる情報 ②●●市の不正給付隠蔽事件について報告している最中に、対応した職員が全員、記録をとっていましたが、その記録の開示を求めます。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
21	平成29年8月28日	平成●●年●●月●●日付、群馬県の代理人(●●)が送り付けた手紙に関する件 1. ●●市の公金流用事件等については当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は当職までお問合せ下さい。今後は、群馬県知事宛てに書面を頂戴しても当職に回付されますし、介護高齢課その他の部署に電話や面談等でお問合せを頂戴しても、当職に問い合わせる旨ご回答申し上げますこととなりますので、ご承知おください。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①●●市の公金流用事件にかかる決定期間延長通知書(介第30159-14号)が、群馬県知事が管轄する健康福祉部健康福祉課保健・居住施設係から郵送されましたが、なぜ、「群馬県の代理人である●●」が対応しないのかが分かる情報。 ②平成●●年●●月●●日付の群馬県の代理人の手紙では、請求人が群馬県知事宛てに書面を郵送した場合は、代理人に回付されると記載されているが、なぜ、群馬県知事が管轄する居住施設係が請求人に対応するのかが分かる情報。 ③本請求書においては、「群馬県知事」が対応するのか、あるいは「代理人」が対応するのか、分かる情報。 ④●●市の公金流用事件等については、代理人が対応するのか、しないのか、はっきりした情報。 ⑤●●市長の告発に関する件について、公文書開示請求書を請求人が群馬県知事に郵送した場合は、代理人に回付をし、代理人が対応するのか、しないのかが分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
22	平成29年8月28日	請求人は、●●市の不正給付隠蔽事件に関して要望書・書簡・筆跡鑑定書の提出・面談での報告をしています。 つきましては、この件に関し都道府県が対応しない理由が分かる情報。 特に次の法律に違反して対応しない理由が分かる情報。 ①介護保険法第5条2に違反する理由が分かる情報。 ②介護保険法第24条に違反する理由が分かる情報。 ③介護保険法第76条に違反する理由が分かる情報。 ④介護保険法第83条に違反する理由が分かる情報。 ⑤介護保険法第90条に違反する理由が分かる情報。 ⑥介護保険法第100条に違反する理由が分かる情報。 ⑦介護保険法第197条に違反する理由が分かる情報。 ⑧特に、施設サービス計画及び、短期入所療養介護計画を全く作成しない●●の介護支援専門員を介護保険法第69条に基づき「登録の削除」処分しない理由が分かる情報。 ⑨⑧に関し、当該介護支援専門員に免許を与えた者の氏名が分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
23	平成29年8月28日	請求人は、●●市の不正給付隠蔽事件に関して要望書・書簡・筆跡鑑定書の提出・面談での報告をしています。 つきましては、この件に関し都道府県がどのように対応するのかが分かる情報。 特に介護保険法を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ①介護保険法第5条2を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ②介護保険法第24条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ③介護保険法第76条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ④介護保険法第83条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ⑤介護保険法第90条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ⑥介護保険法第100条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。 ⑦介護保険法第197条を遵守するのか、あるいは、しないのかが分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
24	平成29年8月28日	●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①●●市長が群馬県の負担金を偽造ケアプランに介護給付費と称し、流用していますが、群馬県が回収しない理由が分かる情報。 ②●●市長が群馬県の負担金を偽造ケアプランに介護給付費と称し、流用していますが、群馬県が回収しないで、請求人の裁判を利用して、回収しようとする理由が分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
25	平成29年8月28日	●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①群馬県が負担した介護保険の財源を、●●市長が偽造ケアプランに対し介護給付費を装い流用していますが、請求人が裁判で群馬県の財源を回収してもよいのか、あるいは、回収してはダメなのかが分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
26	平成29年8月28日	●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①公務員として刑事訴訟法を蔑ろにして、●●市長を告発しない理由が分かる情報。 ②●●市長が偽造ケアプランに給付した群馬県の負担金12.5%を回収しない理由が分かる情報。 ③●●市長が偽造ケアプランに給付した群馬県の負担金(施設の給付費)17.5%を回収しない理由が分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日
27	平成29年8月28日	提出した筆跡鑑定書に関する件 1. 提出した筆跡鑑定書について、犯罪があると思料したにも拘わらずに●●市長を告発しない理由が分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存在を明らかにしない決定	平成29年11月1日

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
28	平成29年8月28日	提出した筆跡鑑定書に関する件 1. 提出した筆跡鑑定書は、「相異筆跡」と鑑定されているが、犯罪があると史料したのか、あるいは、犯罪がないと史料したのか分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
29	平成29年8月28日	提出した筆跡鑑定書に関する件 1. 提出した筆跡鑑定書について、犯罪があると史料したのか、あるいは、犯罪がないと史料したのか分かる情報。 2. 犯罪があると史料した場合は、いつ公務員の告発義務をはたすのか分かる情報。 3. 犯罪がないと史料した場合は、●●市長の公金流用を庇う理由が分かる情報。	平成29年10月27日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
30	平成29年9月1日	●●さんから次の内容のお手紙が送られました。 当職が群馬県の代理人になったので、群馬県に質問しても当職に回付されます。 つきましては、このお手紙に関する次の情報開示を請求します。 ①●●さんから全く回答がありませんが、●●さんは、請求人(●●)の裁判の判決が出るまでダンマリを決め込むつもりなのか分かる情報。	平成29年9月14日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
31	平成29年9月1日	●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。 すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センセーに委任しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①介護老人保健施設●●についての不正給付隠蔽事件ですが、群馬県が●●市に負担した給付費については、17.5%なのか分かる情報。	平成29年9月14日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
32	平成29年9月1日	●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。 すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センセーに委任しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①東京高等裁判所指定の鑑定人により、偽造と鑑定された筆跡鑑定書が●●市長の不正給付を裏付ける証拠として、どの程度お役に立ったのか分かる情報。	平成29年9月14日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
33	平成29年9月1日	●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。 すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センセーに委任しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①請求人(●●)は、●●市長が不正を隠蔽した多数の証拠を保持していますが、これらの不正に係る証拠の提出日は、今月末の提出でも大丈夫かどうか分かる情報。	平成29年9月14日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
34	平成29年9月1日	●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。 すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センセーに委任しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①●●弁護士センセーが、群馬県の財源を回収できなかった場合は、請求人(●●)が、群馬県監査委員に対し、住民監査請求をお願いした方が確実に回収できるか、どうか分かる情報。	平成29年9月14日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
35	平成29年9月8日	提出した筆跡鑑定書に関する次の情報 ①偽造と鑑定された筆跡鑑定書の返却時期が分かる情報	平成29年9月22日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
36	平成29年9月8日	平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。 ①お年寄りからの要望を伝えている際に、いきなり警察沙汰になりましたが、どのような犯罪を実行したのか、あるいは、実行しようとしていたのか分かる情報。	平成29年9月22日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
37	平成29年9月8日	平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。 1. 善良な県民である請求人に対し、警察を呼ぶぞと大声で脅した理由が分かる情報。 2. 請求人が、どのような犯罪を実行したのか、あるいは、犯罪を実行しようとしていたのか分かる情報。	平成29年9月22日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
38	平成29年9月8日	平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。 1. 群馬県知事が介護保険法違反をする理由が分かる情報。	平成29年9月22日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年11月1日
39	平成29年9月19日	介護保険制度の給付に関する件。 介護保険制度に係る介護給付費通知を受け取った利用者側(請求人)が、身に覚えのない介護給付費通知であることを群馬県に報告しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①身に覚えのない介護給付費の報告について群馬県に相談しましたが、このような報告は、群馬県でよいのか、あるいは、他の機関に報告するものなのか分かる情報の開示を求める。 (群馬県でない場合は他の相談機関が分かる情報。)	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定	(お) 審査請求年月日
40	平成29年9月19日	ぐんまの介護保険 2頁(介護保険制度のしくみ)に関する情報。 介護保険制度に係る介護給付費通知を受け取った利用者側(請求人)が、身に覚えのない介護給付費通知であることを群馬県に報告しました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①介護保険の財源に係る群馬県の負担金(17.5%)を●●市が偽造ケアプランに流用している証拠として、身に覚えのない介護給付費通知及び筆跡鑑定書を提出しているが、これら全てを群馬県が蔑ろにし、群馬県民の損害を回収しないことについて庁内で議論した会議録の開示を求める。 ②請求人は、群馬県監査委員に住民監査を請求したくはありませんが、監査委員の勧告通知が発表される以前に群馬県側で、●●市が流用している県民の財産を回収しないとした起案書ないし回議書の情報開示を求める。 ③●●市長が介護報酬を装い、偽造ケアプランに公金流用している行為を黙認し、群馬県民の財産を回収しない理由が分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日
41	平成29年9月19日	介護保険制度に係る苦情申立の件。 保険者を●●市とする84歳の要介護者(請求人の母)が、●●市と群馬県国民健康保険団体連合会に苦情相談を申し込みましたが、受け付けてもらえませんでした。そこで厚生労働省・老健局にお尋ねしたら、群馬県が相談に応じることになっています。と、ご教示がありました。 つきましては、この件に関する次の情報。 ①介護保険について何にも分からない利用者側の相談に応じて頂けるのか、或いは、相談に応じていただけないのか分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日
42	平成29年9月19日	介護保険の財源に関する次の情報。 ①群馬県が負担した介護保険の財源を●●市長が流用していたが、司法判決により、請求人が群馬県の財源を回収します。この栄光をたえ県民の財産回収に尽力した請求人の表彰式は、水刀クラブを招待して、ラ・フォンテーヌを貸し切って表彰式を行うのか、或いは、行わないのか分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日
43	平成29年9月19日	介護保険の財源に関する次の情報。 ①●●市指定の介護事業所が要介護者をダマして不正受給をしました。 この不正受給を●●市に報告しましたが、抹消されてしまいました。 つきましては、不正受給の報告を群馬県に証拠を提示し、面談して報告したいのですが群馬県は、受け付けてくれるのか、或いは、受け付けないのか分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日
44	平成29年9月19日	介護保険の財源に関する次の情報。 ①●●市長が群馬県からの負担金を流用しています。この件について●●市に苦情申立をいたしました。公権力で抹消されてしまいました。つきましては、●●市長の公金流用についての報告をしたいのですが、群馬県で受け付けるのか、或いは、群馬県では対応しないのか分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日
45	平成29年9月19日	介護保険の財源に関する次の情報。 ●●市では、偽造ケアプランに介護報酬を支給していますが、介護保険制度の信頼性のために、群馬県に報告をしたいのですが、群馬県で受け付けてくれるのか、或いは、受け付けないのか分かる情報。	平成29年10月3日	公文書開示請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定	平成29年10月25日

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
1	<p>公文書開示請求人である私は、従前より●●に係る不適正なサービス提供等を群馬県に通報しています。厚生労働省におかれましても、全国の都道府県に次の通り通達しています。</p> <p>『介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施する。』ことと、全国の都道府県に対し、通達しています。</p> <p>つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>①公文書開示請求人である私からの通報情報に対し、どのように適切な分析を行ったのかが分かる情報。</p> <p>②特に、筆跡鑑定書についての適切な把握及び分析が分かる情報。</p> <p>また、厚生労働省は、次の通り通達しています。</p> <p>『受給者等から寄せられた架空請求、過剰請求等の不正請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は保険者自ら監査を実施する。』ことと全国の都道府県に対し、通達しています。</p> <p>つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>③公文書開示請求人である私から寄せられた情報に基づき、群馬県と●●市が●●に対し合同で監査を実施しない理由が分かる情報。</p> <p>介護保険法第5条2の規定において『都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。』と規定されています。</p> <p>つきましては、この条文に係る次の情報。</p> <p>④群馬県は、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言を行わないとしましたが、私からの通報情報等を基に、必要な助言を行わない理由が分かる情報。</p>
2	<p>平成●●年●●月●●日付の要望書「偽造と鑑定された筆跡鑑定書の返還を要望します。」において、もし、仮に告発・助言等を行わず(ママ)当会宛てに筆跡鑑定書を返還する場合には、●●市長の公金流用事件についての「犯罪あり」又は「犯罪なし」等のその理由・根拠法令を介護保険法第5条に基づき万人が納得できるように、ご意見を添えて返還を要望してあります。ところが、「介護高齢課から代理人の関弁護士に指示により筆跡鑑定書を返還します」と書かれているだけで、ご意見は全く記載されておらず、筆跡鑑定書だけ郵送されました。つきましては、この件に係る次の情報。</p> <p>①ご意見を添えないで返還した理由が分かる情報。</p> <p>②告発・助言等を行わず(ママ)に筆跡鑑定書を返還されましたが、この「筆跡鑑定書を返還する行為」が群馬県民全体の損失にならないことが分かる情報。</p>
3	<p>平成●●年●●月●●日付、群馬県の代理人を名乗る●●からの回答に係る情報。</p> <p>介護保険法第5条2の規定では、都道府県は介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。と、規定されているので、県民として、また納税者として次の質問を群馬県知事に提示し回答を要請しました。</p> <p>(質問)●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な助言を行わないのですか？</p> <p>(回答)「回答の必要を認めません。」</p> <p>上記の質問を群馬県の介護保険事業について納税者が質問しているにもかかわらず、群馬県の代理人を名乗る●●の回答は、「回答の必要を認めません。」としました。</p> <p>つきましては、この回答についての情報。</p> <p>①群馬県における介護保険事業の健全且つ円滑な運営について、県民が介護保険制度の維持・向上について心配して質問しているにもかかわらず、「回答の必要を認めません」とした理由がわかる情報。</p> <p>②また、この質問は、「介護保険料を値下げしろ」とか、「要介護認定の不服申立て」等の不当要求の質問ではありませんが、「回答の必要を認めません」としました。つきましては、「回答の必要を認める」質問は、どのような質問なのかが分かる情報。</p>
4	<p>平成●●年●●月●●日付で、群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、手紙が送り付けられました。</p> <p>「本件については、当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は、当職までお問合せ下さい。」</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者の介護保険法についての知識レベルが分かる情報。</p>
5	<p>平成●●年●●月●●日付で、群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、●●市長の不正給付事件について次の内容の手紙が送り付けられました。</p> <p>「本件については、当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は、当職までお問合せ下さい。」</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者が、いつ、●●市長を告発するのか分かる情報。</p>
6	<p>①平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について)」</p> <p>②平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書」</p> <p>③平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について)」</p> <p>等に関する御手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者(以下「代弁」という)から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。</p> <p>つきましては、代弁の「お手紙」に係る次の情報。</p> <p>一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。</p> <p>二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。</p> <p>三、着手金の契約が分かる情報。</p> <p>四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのかが分かる情報。</p> <p>※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。</p>

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
7	<p>①平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について)」</p> <p>②平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書」</p> <p>③平成●●年●●月●●日付で請求人が提出した「公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について)」等に関する御手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者(以下「代弁」という)から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。</p> <p>つきましては、代弁の「お手紙」に係る次の情報。</p> <p>一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。</p> <p>二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。</p> <p>三、着手金の契約が分かる情報。</p> <p>四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。</p> <p>※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。</p>
8	<p>①平成●●年●●月●●日付で公開質問状(●●市長の公金流用に対する告発について)</p> <p>②平成●●年●●月●●日付で(偽造ケアプランに対し介護保険の財源を流用した●●市長の告発を求める要望書)</p> <p>③平成●●年●●月●●日付で公開質問状(偽造ケアプランと●●市の不正給付隠蔽事件にかかるご相談のための面談日時のご指示について)</p> <p>等を受領している。お手紙が群馬県の代理人を名乗る「●●」という者から送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。</p> <p>つきましては、群馬県の代理人の「お手紙」に係る次の情報。</p> <p>一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。</p> <p>二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。</p> <p>三、着手金の契約が分かる情報。</p> <p>四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.55%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。</p> <p>※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。</p>
9	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という者からお手紙が送り付けられました。証拠としてこのお手紙を添付いたします。つきましては、この「お手紙」に係る次の情報を開示したい場合は、どのように、開示請求をすれば、開示されるのか分かる情報。</p> <p>一、業務委託を行った法律事務所名が分かる情報。</p> <p>二、業務委託契約を締結した日にちが分かる情報。</p> <p>三、着手金の契約が分かる情報。</p> <p>四、業務委託の具体的な内容が分かる情報。特に業務委託内容が、行政対象暴力にかかわるものなのか、それとも●●市の不正給付隠蔽事件に係る群馬県の負担金(12.5%)の回収にかかわるものなのか、あるいは、両方を包含したものなのか、または、その他の委託内容なのか分かる情報。</p> <p>※業務委託契約書に上記が全て記載されていればその写しでも可とする。</p> <p>①上記の4項目を開示したい場合の公文書開示請求書の記入方法が分かる情報。</p>
10	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士から、手紙が送り付けられました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>1、社会福祉法には、次の規定があります。</p> <p>第一章 総則(目的)第1条</p> <p>この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>①群馬県の代理人を名乗るこの者は、施設サービス計画未作成の施設サービスを提供されてしまった利用者に対し、どのような形で、利用者の利益の保護を行うのか、あるいは、行わないのか分かる情報。</p> <p>②この者から送り付けられた手紙は、次のとおりです。</p> <p>「この件は、●●市において検討する問題であって、群馬県がその判断に働き掛けることは基本的にありません。」と、記されていましたが、●●市に働き掛けないということは、「何もしない」ということでありますが、何もしない者を、どのような理由で、公費で雇ったのか分かる情報。</p> <p>③この者は、「●●市に働き掛けることは基本的にありません」とお手紙を送り付けていますが、介護保険法第5条2の規定には次の規定があります。</p> <p>「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならぬ。」と規定されています。</p> <p>しかし、この者は、群馬県の代理人を名乗る一方で、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように●●市に働き掛けることは、基本的にありませんとお手紙を送り付けてきましたが、この者が、どの様な法的根拠をもって、このような手紙を送り付けたのか分かる情報。</p>

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
11	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る「●●」という弁護士(以下「代弁」という)から、手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>1、社会福祉法には、次の規定があります。</p> <p>第一章 総則(目的)第1条</p> <p>この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」といふ。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>①この代弁は、施設サービス計画未作成の施設サービスを提供されてしまった利用者に対し、どのような形で、利用者の利益の保護を行うのか、あるいは、行わないのかが分かる情報。</p> <p>②この代弁から送り付けられた手紙は、次のとおりです。</p> <p>「この件は、●●市において検討する問題であって、群馬県がその判断に働き掛けることは基本的にありません。」と、記されていましたが、●●市に働き掛けないということは、「何もしない」ということではありますが、何もしない代弁を、どのような理由で、公費で雇ったのかが分かる情報。</p> <p>③この代弁は、「●●市に働き掛けることは基本的にありません」とお手紙を送り付けていますが、介護保険法第5条2の規定には次の規定があります。</p> <p>「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と規定されています。</p> <p>しかし、この代弁は、群馬県の代理人を名乗る一方で、●●市の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように●●市に働き掛けることは、基本的にありませんとお手紙を送り付けてきましたが、この代弁が、どのような法的根拠をもって、このような手紙を送り付けたのかが分かる情報。</p>
12	<p>介第30159-11号</p> <p>「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報</p> <p>一、●●月●●日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①群馬県条例について、開示請求をもとめた請求人に対し、対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要することは、請求人の被る不利益であると認識しているのか、あるいは認識していないのかが分かる情報。</p> <p>②①の理由</p>
13	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報</p> <p>①利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようと手紙を送り付けてきたが、県の負担金の回収について、利用者側の裁判の判決を待って利用者側に県の負担金を回収させようとする考えが介護保険法違反であることが分かる情報。</p>
14	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者の手紙の内容が、利用者側に流用された群馬県の負担金を回収させようとしていることが分かる情報。</p>
15	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者の手紙の内容が介護保険法違反であることが分かる情報。</p>
16	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者は、介護保険法という「法律」を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。</p> <p>②この者を代理人として雇った理由が分かる情報。</p>
17	<p>平成●●年●●月●●日付で群馬県の代理人を名乗る弁護士の●●から手紙が送り付けられました。つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①この者は、介護保険法という「法律」を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。</p> <p>②</p>
18	<p>介第30159-11号</p> <p>「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報</p> <p>一、●●月●●日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①平素から適正文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題があるのか、ないのかが分かる情報。</p> <p>②開示・非開示については、開示されているものであるが、開示・非開示の判断に時間を要する理由が分かる情報。</p>
19	<p>介第30159-11号</p> <p>「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」にかかる次の情報</p> <p>一、●●月●●日付で群馬県知事から上記条例に関する対象公文書の特定や、開示・非開示の判断に時間を要するため、上記条例文に関する開示が平成●●年●●月●●日まで延長すると通知が送り付けられました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①そもそも、この条例の存在を知っているのか、あるいは、知らないのかが分かる情報。</p>
20	<p>平成●●年●●月●●日(●)「●●市の不正給付隠蔽事件」について介護高齢課を訪庁し面談した件。</p> <p>①●●市の不正給付隠蔽事件の報告に対応した全ての職員の氏名(所属部署・係を含む)が分かる情報</p> <p>②●●市の不正給付隠蔽事件について報告している最中に、対応した職員が全員、記録をとっていましたが、その記録の開示を求めます。</p>

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
21	<p>平成●●年●●月●●日付、群馬県の代理人(●●)が送り付けた手紙に関する件</p> <p>1、●●市の公金流用事件等については当職が群馬県の代理人となりましたので、ご意見やご質問がある場合は当職までお問合せ下さい。今後は、群馬県知事宛てに書面を頂戴しても当職に回付されますし、介護高齢課その他の部署に電話や面談等でお問合せを頂戴しても、当職に問い合わせを頂きたい旨ご回答申し上げることになりますので、ご承知おください。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①●●市の公金流用事件にかかる決定期間延長通知書(介第30159-14号)が、群馬県知事が管轄する健康福祉部健康福祉課保健・居住施設係から郵送されましたが、なぜ、「群馬県の代理人である●●」が対応しないのかが分かる情報。</p> <p>②平成●●年●●月●●日付の群馬県の代理人の手紙では、請求人が群馬県知事宛てに書面を郵送した場合は、代理人に回付されると記載されているが、なぜ、群馬県知事が管轄する居住施設係が請求人に対応するのかが分かる情報。</p> <p>③本請求書においては、「群馬県知事」が対応するののか、あるいは「代理人」が対応するののか、分かる情報。</p> <p>④●●市の公金流用事件等については、代理人が対応するののか、しないののか、はっきりした情報。</p> <p>⑤●●市長の告発に関する件について、公文書開示請求書を請求人が群馬県知事に郵送した場合は、代理人に回付をし、代理人が対応するののか、しないのかが分かる情報。</p>
22	<p>請求人は、●●市の不正給付隠蔽事件に関して要望書・書簡・筆跡鑑定書の提出・面談での報告をしています。</p> <p>つきましては、この件に関し都道府県が対応しない理由が分かる情報。</p> <p>特に次の法律に違反して対応しない理由が分かる情報。</p> <p>①介護保険法第5条2に違反する理由が分かる情報。</p> <p>②介護保険法第24条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>③介護保険法第76条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>④介護保険法第83条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>⑤介護保険法第90条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>⑥介護保険法第100条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>⑦介護保険法第197条に違反する理由が分かる情報。</p> <p>⑧特に、施設サービス計画及び、短期入所療養介護計画を全く作成しない●●の介護支援専門員を介護保険法第69条に基づき「登録の削除」処分しない理由が分かる情報。</p> <p>⑨⑧に関し、当該介護支援専門員に免許を与えた者の氏名が分かる情報。</p>
23	<p>請求人は、●●市の不正給付隠蔽事件に関して要望書・書簡・筆跡鑑定書の提出・面談での報告をしています。</p> <p>つきましては、この件に関し都道府県がどのように対応するのかが分かる情報。</p> <p>特に介護保険法を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>①介護保険法第5条2を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>②介護保険法第24条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>③介護保険法第76条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>④介護保険法第83条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>⑤介護保険法第90条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>⑥介護保険法第100条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p> <p>⑦介護保険法第197条を遵守するののか、あるいは、しないのかが分かる情報。</p>
24	<p>●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①●●市長が群馬県の負担金を偽造ケアプランに介護給付費と称し、流用していますが、群馬県が回収しない理由が分かる情報。</p> <p>②●●市長が群馬県の負担金を偽造ケアプランに介護給付費と称し、流用していますが、群馬県が回収しないで、請求人の裁判を利用して、回収しようとする理由が分かる情報。</p>
25	<p>●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①群馬県が負担した介護保険の財源を、●●市長が偽造ケアプランに対し介護給付費を装い流用していますが、請求人が裁判で群馬県の財源を回収してもよいのか、あるいは、回収してはダメなのかが分かる情報。</p>
26	<p>●●市長が介護給付費にかかる不正を隠蔽した証拠として、筆跡鑑定書を提出してあります。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①公務員として刑事訴訟法を蔑ろにして、●●市長を告発しない理由が分かる情報。</p> <p>②●●市長が偽造ケアプランに給付した群馬県の負担金12.5%を回収しない理由が分かる情報。</p> <p>③●●市長が偽造ケアプランに給付した群馬県の負担金(施設の給付費)17.5%を回収しない理由が分かる情報。</p>
27	<p>提出した筆跡鑑定書に関する件</p> <p>1、提出した筆跡鑑定書について、犯罪があると思料したにも拘わらずに●●市長を告発しない理由が分かる情報。</p>
28	<p>提出した筆跡鑑定書に関する件</p> <p>1、提出した筆跡鑑定書は、「相異筆跡」と鑑定されているが、犯罪があると思料したのか、あるいは、犯罪がないと思料したのかが分かる情報。</p>

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
29	<p>提出した筆跡鑑定書に関する件</p> <p>1、提出した筆跡鑑定書について、犯罪があると思料したのか、あるいは、犯罪がないと思料したのか分かる情報。</p> <p>2、犯罪があると思料した場合は、いつ公務員の告発義務をはたすのか分かる情報。</p> <p>3、犯罪がないと思料した場合は、●●市長の公金流用を庇う理由が分かる情報。</p>
30	<p>●●さんから次の内容のお手紙が送り付けられました。</p> <p>当職が群馬県の代理人になったので、群馬県に質問しても当職に回付されます。</p> <p>つきましては、このお手紙に関する次の情報開示を請求します。</p> <p>①●●さんから全く回答がありませんが、●●さんは、請求人(●●)の裁判の判決が出るまでダンマリを決め込むつもりなのか分かる情報。</p>
31	<p>●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。</p> <p>すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センターに委任しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①介護老人保健施設●●についての不正給付隠蔽事件ですが、群馬県が●●市に負担した給付費については、17.5%なのか分かる情報。</p>
32	<p>●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。</p> <p>すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センターに委任しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①東京高等裁判所指定の鑑定人により、偽造と鑑定された筆跡鑑定書が●●市長の不正給付を裏付ける証拠として、どの程度お役に立ったのか分かる情報。</p>
33	<p>●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。</p> <p>すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センターに委任しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①請求人(●●)は、●●市長が不正を隠蔽した多数の証拠を保持していますが、これらの不正に係る証拠の提出日は、今月末の提出でも大丈夫かどうか分かる情報。</p>
34	<p>●●市長が偽造ケアプランに対し、介護給付費を不正に支払った事件については、偽造と鑑定された筆跡鑑定書を提出し知事に報告した通りです。</p> <p>すると、知事は●●市長の不正給付隠蔽事件に対する対応及びそれに付随する事項を●●弁護士センターに委任しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①●●弁護士センターが、群馬県の財源を回収できなかった場合は、請求人(●●)が、群馬県監査委員に対し、住民監査請求をお願いした方が確実に回収できるか、どうか分かる情報。</p>
35	<p>提出した筆跡鑑定書に関する次の情報</p> <p>①偽造と鑑定された筆跡鑑定書の返却時期が分かる情報</p>
36	<p>平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。</p> <p>①お年寄りからの要望を伝えている際に、いきなり警察沙汰になりましたが、どのような犯罪を実行したのか、あるいは、実行しようとしていたのか分かる情報。</p>
37	<p>平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。</p> <p>1、善良な県民である請求人に対し、警察を呼ぶぞと大声で脅した理由が分かる情報。</p> <p>2、請求人が、どのような犯罪を実行したのか、あるいは、犯罪を実行しようとしていたのか分かる情報。</p>
38	<p>平成●●年●●月●●日に介護高齢課を訪問した件。</p> <p>1、群馬県知事が介護保険法違反をする理由が分かる情報。</p>
39	<p>介護保険制度の給付に関する件。</p> <p>介護保険制度に係る介護給付費通知を受け取った利用者側(請求人)が、身に覚えのない介護給付費通知であることを群馬県に報告しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①身に覚えのない介護給付費の報告について群馬県に相談しましたが、このような報告は、群馬県でよいのか、あるいは、他の機関に報告するものなのか分かる情報の開示を求める。(群馬県でない場合は他の相談機関が分かる情報。)</p>
40	<p>ぐんまの介護保険</p> <p>2頁(介護保険制度のしくみ)に関する情報。</p> <p>介護保険制度に係る介護給付費通知を受け取った利用者側(請求人)が、身に覚えのない介護給付費通知であることを群馬県に報告しました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①介護保険の財源に係る群馬県の負担金(17.5%)を●●市が偽造ケアプランに流用している証拠として、身に覚えのない介護給付費通知及び筆跡鑑定書を提出しているが、これら全てを群馬県が蔑ろにし、群馬県民の損害を回収しないことについて庁内で議論した会議録の開示を求める。</p> <p>②請求人は、群馬県監査委員に住民監査を請求したことはありませんが、監査委員の勧告通知が発表される以前に群馬県側で、●●市が流用している県民の財産を回収しないとした起案書ないし回議書の情報開示を求める。</p> <p>③●●市長が介護報酬を装い、偽造ケアプランに公金流用している行為を黙認し、群馬県民の財産を回収しない理由が分かる情報。</p>
41	<p>介護保険制度に係る苦情申立の件。</p> <p>保険者を●●市とする84歳の要介護者(請求人の母)が、●●市と群馬県国民健康保険団体連合会に苦情相談を申し込みましたが、受け付けてもらえませんでした。そこで厚生労働省・老健局にお尋ねしたら、群馬県が相談に応じることになっています。と、ご教示がありました。</p> <p>つきましては、この件に関する次の情報。</p> <p>①介護保険について何にも分からない利用者側の相談に応じて頂けるのか、或いは、相談に応じていただけないのか分かる情報。</p>
42	<p>介護保険の財源に関する次の情報。</p> <p>①群馬県が負担した介護保険の財源を●●市長が流用していたが、司法判決により、請求人が群馬県の財源を回収します。この栄光をたたえ県民の財産回収に尽力した請求人の表彰式は、水刀クラブを招待して、ラ・フォンテーヌを貸し切って表彰式を行うのか、或いは、行わないのか分かる情報。</p>

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
43	<p>介護保険の財源に関する次の情報。</p> <p>①●●市指定の介護事業所が要介護者をダマして不正受給をしました。この不正受給を●●市に報告しましたが、抹消されてしまいました。つきましては、不正受給の報告を群馬県に証拠を提示し、面談して報告したいのですが群馬県は、受け付けてくれるのか、或いは、受け付けないのか分かる情報。</p>
44	<p>介護保険の財源に関する次の情報。</p> <p>①●●市長が群馬県からの負担金を流用しています。この件について●●市に苦情申立をいたしました。公権力で抹消されてしまいました。つきましては、●●市長の公金流用についての報告をしたいのですが、群馬県で受け付けるのか、或いは、群馬県では対応しないのか分かる情報。</p>
45	<p>介護保険の財源に関する次の情報。</p> <p>●●市では、偽造ケアプランに介護報酬を支給していますが、介護保険制度の信頼性のために、群馬県に報告したいのですが、群馬県で受け付けてくれるのか、或いは、受け付けないのか分かる情報。</p>